

概要版



# 南知多町 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画



令和6年3月  
南知多町

## 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

南知多町（以下「本町」）では、令和3年度に「南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちの実現」を念頭に、「南知多町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

## 2 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	あいち障害者福祉プラン 2021-2026		
南知多町	第2次障がい者計画	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	

### 3 計画の期間

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障がい者 計画	第2次障がい者計画（R3-R11）								
福祉計画 障がい	第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画			次期計画 障がい福祉計画		
福祉計画 障がい児	第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画			次期計画 障がい児福祉計画		

### 4 計画の策定体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者、及び関係機関の代表者等で組織する「南知多町障がい者計画等策定委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

### 5 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着



## 6 成果目標と活動指標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果指標	目標
令和8年度末の施設入所者削減数	令和4年度末時点施設入所者数(12人)から1人(8.3%)削減
令和8年度末までの地域生活移行者数	令和4年度末の施設入所者数(12人)の1人(8.3%)が、施設からグループホーム等へ地域移行

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の協議の場への参加人数(内訳は別表)	19人	19人	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

### (3) 地域生活支援の充実

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備(面的整備型)	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の確保	有	有	有

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

成果指標	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	令和8年度に、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労へ4人移行。令和3年度実績値(2人)の2.0倍増
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	令和8年度に、就労移行支援から一般就労へ2人移行。令和3年度実績(1人)の2.0倍増
就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数	令和8年度に、就労継続支援A型から一般就労へ1人移行。令和3年度実績値(0人)
就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数	令和8年度に、就労継続支援B型から一般就労へ2人移行。令和3年度実績値(1人)の2.0倍増

#### ② 就労移行支援事業所の割合

成果指標	目標
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50% 国の基本指針通り(現在、本町には就労移行支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合)

#### ③ 就労定着支援事業の利用者数

成果指標	目標
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業利用者数	1人 令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用する人数。令和3年度末就労定着支援利用者実績値(0人)

#### ④ 就労定着支援事業所の就労定着率

成果指標	目標
就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所の割合	25% 国の基本指針通り（現在、本町には就労定着支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合）

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

活動指標	目標
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	圏域での設置を検討
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	近隣市町の事業所と連携し、利用できる体制を構築
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	知多南部地域自立支援協議会子ども部会に設置した協議の場を充実させる
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	現在の体制を維持

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数	620件	650件	680件
	人材育成の支援件数	19件	19件	19件
	連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	7回	9回	9回
	主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	9回	12回	12回
	参加事業者・機関数	35機関	35機関	35機関
	専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会
	専門部会の実施回数	28回	28回	28回

#### (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の実施回数	1回	1回	1回

#### (8) 発達障がいのある方に対する支援

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人

## 7 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	26	28	30
	時間/月	345	372	398
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	500	500	500
同行援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
行動援護	人/月	3	3	4
	時間/月	47	47	62
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

### (2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	44	44	44
	人日/月	868	868	868
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労選択支援	人/月	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	4	4	4
	人日/月	67	67	67
就労継続支援(A型)	人/月	4	4	4
	人日/月	92	92	92
就労継続支援(B型)	人/月	36	39	43
	人日/月	613	664	732
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	2	2	2
短期入所(福祉型)	人/月	2	2	2
	人日/月	13	13	13
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

### (3) 居住系サービス

サービス名	単位	単位		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	45	54	64
精神障害者の共同生活援助	人/月	14	17	20
施設入所支援	人/月	13	14	14

サービス名	単位	単位		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	0	0

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	27	26	26
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

#### (5) 障害児支援

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月			
	人日/月			
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用人数	17	18	18
	延利用人数	184	193	202
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	6	6	6
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	相談支援専門員 (美浜町との合同)配置数	1	1	1
	保健師(町単独)配置数	5	5	5

#### ■ 障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み

サービス名	単位	見込み (利用ニーズを踏まえた必要な見込み量)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	4	4	4
認定こども園	人	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	1	1	1

## 8 地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業				
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業				
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(3) 相談支援事業</b>				
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
<b>(4) 成年後見制度利用支援事業</b>				
成年後見制度利用支援事業	人/年	29	30	32
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無
<b>(5) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業</b>				
手話通訳者派遣数	人/年	1	1	1
要約筆記者派遣数	人/年	1	1	1
手話通訳者設置数	人/年	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了見込者)	人/年	1	1	1
<b>(6) 日常生活用具給付等事業</b>				
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	0	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	11	11
排せつ管理支援用具	件/年	491	489	488
住宅改修費	件/年	0	0	0
<b>(7) 移動支援事業</b>				
移動支援事業	人/月	8	7	7
	時間/月	73	64	64
<b>(8) 地域活動支援センター事業</b>				
基礎的事業	人/年	13	13	13
	箇所	2	2	2
<b>(9) 地域移行のための安心生活支援事業</b>				
体験的宿泊事業	件/年	12	13	14
緊急時一時宿泊事業	件/年	1	1	1
<b>(10) その他の事業</b>				
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1
日中一時支援事業	人/年	21	26	33
自動車改造費助成事業	人/年	1	1	1
自動車運転免許取得助成事業	人/年	0	0	0

発行日/令和6年3月  
編集・発行/南知多町 厚生部 住民福祉課  
〒470-3495  
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地  
TEL : 0569-65-0711 FAX : 0569-65-0694